

## 「オンラインストレージサービス利用」 仕様書

本仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が利用する次の SaaS について適用する。

### 1 案件名称

オンラインストレージサービス利用

### 2 利用目的

行政オンラインシステムに収集した電子データについて、保管及び当局でのデータ共有を目的とし利用する。

### 3 利用期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

### 4 調達範囲

調達範囲は、オンラインストレージサービスを提供するクラウドサービス（以下「本サービス」という。）を、本仕様書どおり当局へ提供できるよう環境の整備、準備、本サービスの利用アカウントの発行、設定や運用に係る支援を言う。なお、利用に必要な端末等については、当局で別途用意するため、本調達範囲外とする。

また、本契約において受注者と、本サービス提供元が異なる場合、書面にて報告すること。

### 5 本サービスの機能要件

- (1) Microsoft Windows10 及び 11 に対応し、Web ブラウザは Google Chrome 並びに Microsoft Edge に対応していること。
- (2) Word、Excel、PowerPoint 及び PDF 等のファイル形式を取り扱うことができること。
- (3) アカウント数が無制限であること。
- (4) 本サービス上で行った作業の履歴を検索及び照会できること。なお、作業履歴情報は以下を想定する。
  - ・作業日時、作業を行った者の利用者情報、作業を行ったフォルダ、簡易な作業内容（閲覧、アップロード、ダウンロード、削除、変更等）
- (5) 利用者と管理者を設定でき、管理者には利用者の各種権限に加え、利用者の権限やアクセス範囲を管理できる機能を付与できること。
- (6) フォルダの階層を作成することができ、フォルダ単位、アカウント単位でデータアクセス制限・ファイル編集の禁止等の設定を行えること。また、利用者の画面には利用可能なフォルダのみ表示し、管理者には全てのフォルダが表示されること。
- (7) エクスプローラー上のファイルサーバーとして利用できる機能を有すること（アプリの導入を必要とするものも含む）。

- (8) 同時に運用できる最大データ容量は、3TB以上であること。
- (9) ログイン時にユーザー認証及び多要素認証を必須とする機能を有すること。
- (10) ユーザーID・パスワードについては利用者毎に設定ができること。
- (11) 複数の利用者が同時にサービスを利用できること。
- (12) 全文検索機能を有すること。

## 6 本サービスの非機能要件

### (1) 本サービス稼働時間

- ・原則、常時利用できること。
- ・障害及び不具合発生時には、当局が指定する連絡先まで速やかに連絡すること。また、本サービス上あるいはメールで通知すること。なお、通知の内容は、障害等の内容及び影響やその範囲、復旧にかかる時間、利用者が必要な対応等を想定する。
- ・定期保守等による計画停止をする場合は、概ね当局の5開庁日前までに本サービス上あるいはメールで当局に通知すること。なお、開庁日とは、下記を除く日とする。

※土曜日及び日曜日

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

※12月29日から翌年の1月3日まで

### (2) データ管理

- ・本サービス内で取り扱うデータの一切について、本契約関係事業者以外の第三者による閲覧及び利用を禁止する。なお、本契約関係事業者とは、本契約受注者、及び本サービス提供者とする。
- ・契約期間満了後、本サービス内で取り扱ったデータの一切（本契約関係事業者におけるバックアップ等も含む）について、復元できないように確実にデータ消去し、作業が完了した旨の証明書を提出すること。
- ・取り扱うデータの一切の秘密の保持・個人情報保護について、本契約を通じて知り得た秘密が第三者に漏えいすることを防止し、本契約に伴う秘密保持については、契約が期間満了、解除又は解約後も効力を有するものとする。

### (3) セキュリティ要件

- ・Webブラウザとサーバ間の通信においては暗号化を必須とし、TLS1.2以上とする。
- ・通信の内容がhttpsにより暗号化されていること。
- ・ファイル登録時に自動でウイルスチェックを行うこと。
- ・IDやアクセス元のIPアドレス等ログが提供可能なこと。
- ・本サービス提供者は次の①～②のいずれかに該当すること。
  - ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDE）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
  - ②ISO/IEC27001又はJISQ27001の認証を受けていること。
- ・オンラインストレージサービスはISO/IEC27017による認証を受けている事業者によるサ

ービスであること、または政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスであること。

- ・多要素認証（知識認証、物理認証、生体認証のうち異なる2つ以上の要素を用いる認証方式）を採用していること。
- ・セキュリティインシデント発生時に必要な対応手順が整備されていること。
- ・本契約関係事業者は「大阪市情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。
- ・保存された情報を格納する情報機器等が、日本国内における国内法の適用を受けること。
- ・当該システムの機能の一部として生成 AI 機能を利用する場合は、大阪市生成 AI ガイドラインを遵守すること。

## 7 導入形態

インストール CD・DVD 等を用いないダウンロード形式であること。

## 8 サポート体制

- (1) オンラインストレージの運用等に際して、事業者はメールや電話によるサポートを行うこと。また、それらサポートは日本語に対応していること。
- (2) ソフトウェアやアプリケーション等のバージョンアップについては、適宜更新を行うこと。
- (3) ウイルス定義については、定期更新（月に一回程度）行うこと。
- (4) 運用に際してシステムのマニュアル及び操作説明書等を提供すること。
- (5) マニュアル及び操作説明書等は、Excel や PowerPoint 等の編集可能なファイル形式とすること。なお、本契約期間中にマニュアル及び操作説明書等の修正が必要となった際には、当局において修正作業を行うため、受注者はそれに関連する支援を当局の要請に応じて実施すること。

## 9 その他

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2) ソフトウェアの提供がある場合は、同一社製同一ソフトウェアとすること。
- (3) ソフトウェアを利用するために必要なパスワード等を当局担当者へ送付すること。

## 10 担当

予防部規制課（規制） 電話番号06-4393-6242

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

### （条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること